

Title	「非行と家族」研究の展開と課題：背後仮説の検討を通じて
Sub Title	A review of former studies about relationships between juvenile delinquency and families : is it valid to set "correct" or "deviant" ways of families depending on the modern family norm?
Author	藤間, 公太(Toma, Kota)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2011
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学：人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.72 (2011.) ,p.71- 87
JaLC DOI	
Abstract	<p>In this paper, it's aimed at revealing and examining the underlying hypothesis of former studies about the relativity of juvenile delinquency and families by looking at them from the sociological perspective.</p> <p>Those researches can be roughly divided into two standpoints. One is "Families as the cause," and the other is "Families as the place of rehabilitation." The former discussed about how families become causes of delinquency. In other words, they consider what kinds of trouble at families have an influence on children's becoming delinquent. On the other hand, from the point of view of "families as the place of rehabilitation," families are considered that they have functions as the place for rehabilitation. In this standpoint, researchers discuss about how children's second offence can be defended, and about how their families can help it.</p> <p>Those previous works have a common problem. That is they set the "correct" or "deviant" way of families depending on the modern family norm. There are two problems. At first, there is a risk that supports for families of juvenile delinquents can't be fulfilled. Secondly, even if social supports are arranged, there is a risk that those supports will oppress diversity of families today.</p> <p>As a strategy for overcoming these problems, two things are pointed out. One is relativizing images of "the normal family", the other is regarding social "Eyes(Manazashi)," which judge whether a way of family is "correct" or "deviant," as a problem.</p>
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000072-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「非行と家族」研究の展開と課題

——背後仮説の検討を通じて——

A Review of Former Studies about Relationships between Juvenile Delinquency and Families

——Is it valid to set “correct” or “deviant” ways of families
depending on the modern family norm?——

藤 間 公 太*

Kota Toma

In this paper, it's aimed at revealing and examining the underlying hypothesis of former studies about the relativity of juvenile delinquency and families by looking at them from the sociological perspective.

Those researches can be roughly divided into two standpoints. One is “Families as the cause,” and the other is “Families as the place of rehabilitation.” The former discussed about how families become causes of delinquency. In other words, they consider what kinds of trouble at families have an influence on children's becoming delinquent. On the other hand, from the point of view of “families as the place of rehabilitation,” families are considered that they have functions as the place for rehabilitation. In this standpoint, researchers discuss about how children's second offence can be defended, and about how their families can help it.

Those previous works have a common problem. That is they set the “correct” or “deviant” way of families depending on the modern family norm. There are two problems. At first, there is a risk that supports for families of juvenile delinquents can't be fulfilled. Secondly, even if social supports are arranged, there is a risk that those supports will oppress diversity of families today.

As a strategy for overcoming these problems, two things are pointed out. One is relativizing images of “the normal family”, the other is regarding social “Eyes(Manazashi),” which judge whether a way of family is “correct” or “deviant,” as a problem.

1. 問題意識

本稿では、非行と家族との関連性を論じた先行研究¹⁾を社会的な視点から見直すことにより、それらの背後仮説を抽出、検討することを試みる²⁾。少年非行が論じられるとき、その背景要因として特に

* 慶応義塾大学大学院社会学研究科後期博士課程 (k_toma222@hotmail.com)

引き合いに出されるのが、非行少年たちの家庭環境、家族（親子）関係の問題である。例えば、家族関係の稀薄化に非行、少年犯罪の原因を求めるもの³⁾や、逆に、その過度な濃密化や親の過保護化を非行の背景とするもの⁴⁾が、そうした言説の例として挙げられるだろう。成人による非行、犯罪との関連でも家族が語られることはあるが、子どもによるその場合は、その家族、家庭環境との関連が特に強く追及される傾向にあるように思う。

学術的研究においても、少年非行と家族との関連性は長きにわたって議論の俎上に挙げられている。それらの研究を大まかに分けると「原因としての家族」を論じるものと、「更生の場としての家族」を論じるものとの、2つの立場に分類できる。前者は、文字通り、少年非行の原因としての家族、つまり、家族におけるどのような問題が非行につながるのかということ論じるものである。これに対し、後者は、再犯防止の観点から、一度非行に手を染めてしまった少年たちの更生の場として、家族はどのような機能を果たしうるかを論じるものである。また、近年では、加害者少年の「心」に着目し、その問題との関連で家族を論じる潮流も見られる。

しかし、社会学の領域において、この分野の研究が十分に蓄積されてきたとは言い難い。非行と社会、家族と社会、それぞれの関連が論じられることはあっても、非行-家族-社会の三者がどのように結びついているのかといったことは、あまり議論されてこなかった。非行問題は、少年の社会化の問題と密接に関わっている可能性があり⁵⁾、少年たちの主要な社会化のエージェントとなりうる家族⁶⁾が彼らの非行化に何らかの影響を及ぼしている可能性は否めない。非行と家族、そしてその背後にある社会との三者関係を考察する必要があるだろう。

一方、先行する「非行と家族」研究の多くは、非行と家族との連関の社会構造的背景に十分な目配りをしてこなかった。家族のあり方が少年の非行化、もしくは更生の成否に何らかの影響を及ぼす可能性は確かにあるだろう。しかし、家族がそうした問題を孕むに至った社会構造的な背景、さらには、ある家族のあり方を問題とする社会の価値観、「まなざし」の存在も忘れるべきではないだろう。今日自明とされる家族のあり方は、超歴史的なものではなく、社会構造の変容過程において現れてきたものである⁷⁾。非行を家族との二者関係の中のみで説明するのではなく、家族を取り巻く社会への目配りをしながら、非行と家族との関連性の問題を考えていくことが求められよう。

こうした問題関心にに基づき、本稿では、社会学的視点から「非行と家族」研究を概観し、その背後仮説について検討する。そのため、本稿でのレビューは、各論者の議論展開やデータ検証の方法などを検討するレビュー論文とは質を異にするものであることを、あらかじめ断っておきたい。この作業により、今後の「家族と非行」研究の発展のための視座をもたらすことが、筆者の目的である。とは言え、これまでの「非行と家族」研究の全てを網羅することは、筆者の力量を越える。そこで、少年非行の戦後最大のピーク（「第3のピーク」）と言われた昭和50年代以降の研究を、本稿での対象とする。その理由は2つあり、まず、昭和60年代後半から平成初頭にかけて「更生としての家族」という見方が登場してきており、その時期に非行研究における家族パラダイムに何らかの変化が見られる可能性があるためである。もう1つは、今日の少年犯罪の質を論じる際、第3のピーク時に多く見られた「遊び型非行」が、比較対象として引き合いに出されるケースが多いことがある。当時の非行と現在の非行との間に質的变化が生じているならば、非行研究における議論にも何らかの変化が見られるはずである。以上2点の理由より、本稿では昭和50年代以降の「非行と家族」研究の展開を追い、その意義と限界を考察していきたい。

2. 原因としての家族

「原因としての家族」を論じる研究は、昭和50年代中盤から60年代に入る頃まで最も盛んに行われていた。例えば、江幡玲子（1978）は、「家庭、家族の問題を考えると、目まぐるしい景気の変動や、価値観の変化、法律、制度の変化も見逃すわけにはいかない」（江幡1978: 11）と述べ、少年非行の各ピーク時の社会背景をみながら、社会変動が持つ家族への影響が青少年にどのように作用し、非行につながるのかを考察した。それによると、石油ショック以降様相が変化したように見える少年たちには実はあまり大きな変化がなく、起きているのはむしろ非行の成人化、すなわち、少年らしい非行というよりも大人と同じ非行が増加していることであるという。そこから江幡は、「社会のもつさまざまな病理が青少年の生活に直接影響を…与えた結果が非行という形であらわれたとするならば…青少年育成の場としての家庭がその機能を弱めているということを示している」（同: 12）のであり、「時代がどんなに変わっても共通して使える知恵を親は持たなければ、社会環境の変化の中で右往左往するばかりで、予防のための先取りもできずに現実にもふりまわされてしまうことにならないだろうか。急激な、極端な変化を体験してきたわれわれは、ここらあたりでしっかりとした子育ての理念を持つべきではないかと感じている」（同: 15）と結論付けている。

山口透（1980）は、人口移動による社会変動がもたらした基本的集団の解体と、家族の形態、機能の変容とが、「欠損」家庭、夫婦関係の病理、親子関係の病理といった問題を派生させ、子どもを非行へ追いやっていると述べている。1つ目の、「欠損」家庭については、母子家庭の場合と父子家庭の場合とに分けて論じられている。前者では、家事・育児などの家庭管理的機能の遂行の不十分、子どものしつけや教育の放任化と家族員の情緒的安定への無保証、男の子の社会化の困難による男児の女性化や母子葛藤といった問題が、後者では、家族において表出的役割を担う母親の不在のため、家族員の情緒的安定が保証されないこと、母「欠損」のため女兒の同一化の対象がおらず、女兒の発達に困難が生じること、父子家庭への福祉的対応が手薄であるといった問題が、それぞれ指摘されている。また、母子、父子家庭を問わず、「欠損」家庭は経済的に困窮しやすいという問題が指摘されている。2番目の、夫婦関係の病理が子どもにもたらす問題としては、家族員間に共属意識が成立しにくく、そのことが子どもたちの情緒的安定を破壊すること、子どもたちに不幸福感を植え付けること、親の権威の喪失がもたらす子どもの社会化の無効力化、親子・兄弟間の葛藤への発展、子どもの家族からの疎外、の5つが挙げられている。

最後の親子関係の病理による影響については、山口はサイモンズ⁸⁾の4つの類型を参考に細かく分類し、そのそれぞれが持つ問題を指摘している。1つ目は、期待過剰型の親子関係であり、このタイプの親子関係の問題としては、親の子どもに対する関心が学業成績のみに集中し、情緒的・社会的側面に無関心になりがちなこと、親の期待があまりに過剰なため子どもの人格が歪曲されてしまうこと、の2つが挙げられている。こうした期待過剰型の親に対して、子どもは逃避（年少児の場合は病気へ、年長児の場合は逸脱へ）することで人格の安定を取り戻そうとするという。2つ目の類型は、溺愛型の親子関係であり、子どもの自主性の未発達と、それに伴う社会不適応化、非行化、自殺という問題をもたらすとされている。3つ目は、放任型の親子関係であり、しつけが十分に行われなため子どもの社会性が形成されず、そうした環境で育てられた子どもは自分の欲求を社会的に規制できずに非行化するという。4つ目は、しつけの無定見であり、これは、親のしつけがその時々で異なるしつけの矛盾と、両親

のしつけのやり方、方針が一致しないしつけの不一致とに分かれ、こうした環境は子どもの社会性を育み得ず、親の無権威化にもつながるといふ。以上のような山口の議論は、非行化の背景要因としての家族のあり方が実に多様なことを示す点で有益なものである。また、前出の問題を踏まえ、山口は、「家族が基本的集団である以上、家族機能の遂行に万全を期すべきであり、家族の変動によってカバーできなくなった問題に対しては社会福祉の対応が必要である」（山口 1980: 50）と述べている。家族の機能不全への社会的対応という点への目配りをを行っている点で、非常に示唆的な議論であろう。

科学警察研究所の高橋良彰（1980）は、非行少年の家庭状況——両親の状況、家庭の経済的文化的水準、親子間の心理的つながり——に注目し、「警察白書」や、総理府青少年対策本部による調査などの統計データを参照し、議論を展開した。まず、両親の状況については、「欠損」家庭に属する非行少年は減ってきてはいるものの、一般少年に比べるとまだはるかに高いというデータが示されている。さらに、非行少年の家族の場合は「欠損」理由に離婚が多く、家庭内の人間関係にも葛藤や緊張が窺われるという。また、非行少年の家庭では核家族が多く、親に代わる監督者がいなかったため、子どもが放任状態にあった可能性が指摘されている。経済的、文化的水準に関しては、非行の原因と見られるほど低くはないが、一般少年に比べると、親の教育的、文化的環境に対する配慮、さらには、教育や文化に対する態度の低さが指摘されている。最後に、親子間の心理的つながりをみると、愛情の拒否や厳しすぎが多く、親との関係、相互理解がうまくいっていない家庭が多いという。これを受け、高橋は「家庭内での人間関係のまずさが大きな重みを持っていることが再認識される」（高橋 1980: 105）と述べている。

同じく科学警察研究所の清永賢二（1985）は、少年の再非行歴に注目し、出身家庭の経済的状況と両親の状況の2つの問題がどのように絡み合っているかを、データに基づいて検証した。分析対象は、昭和32年に生まれ、9歳から満20歳になるまでの期間を東京で過ごし、14歳時に初めて非行を働き検挙されたすべての男子少年であり、彼らについて14歳から20歳までの再非行歴、そして21歳から24歳までの犯罪歴の有無を、警察保管資料を基に追跡調査したものが基礎データである。それによると、再非行を繰り返す少年は成人後の犯罪者化の危険性に強く結びついており、彼らの再非行化には、両親もしくはどちらかの「欠損」、低い経済水準の影響が大きいという。さらに清永は両親の状況と経済状況との関連にも言及しており、出身家庭の経済状況が「上・中」の少年では、両親が揃っているか否かが再非行化に大きく影響しており、一方、経済状況「下」の少年の場合は、両親が揃っているか否かよりも、まず家庭の貧困からの影響が大きいという。家族と非行化との関連性を複合的に示した点で、興味深い議論と言えよう。

「原因としての家族」研究は、やや下火にはなりながらも、平成以降もいくつか存在する。細井洋子（1990）は、(1) わが国の犯罪発生率が西欧諸国と比べ相対的に低いことに、日本の家族が何らかの役割を担っているということ（ポジ的作用）と、(2) わが国の家族のあり方が、わが国に特有の犯罪をうみだす上で何らかのかかわりを持っているということ（ネガ的作用）という、アンビバレントな側面に注目し、近代化の軸とライフ・ステージの軸とから、日本の家族を考察し、犯罪との関連を議論した。細井は、離婚・別居・DINKSといった家族のあり方を「近代化に付随するある意味で必然的結果」であるととし、「ここで問題になることは、数の上では少ないが、一度崩れたバランスを取り戻せない家族である…この少数の家族の存在を拡大解釈して、近代化がもたらした基本的な特質を否定するようなことをしてはならない」（細井 1990: 23）と問題提起を行った上で、東京都による調査データからひとり

親世帯の実態を（同：24-26）、さらに全国養護協会の資料から、子どもが養護施設に送致されるまでの家族的背景を抽出した（同：26-28）。さらに、そこから浮かび上がってきた家族の問題が、子どもがライフ・コースの上で犯罪や非行を再生産することとどのようにつながるかを、事例を挙げながら説明している。犯罪や非行の解明において、当事者（加害者）の家族については関心を示すが、その家族（例えば、加害者の親）が、自身のライフ・コースにおいてどのような生活を体験してきたかに注目する視点は、従来あまり見られなかったものであろう。

非行少年の出身家庭の状況だけではなく、他の変数と非行化との関連にも目を向けようと試みた研究としては、矯正協会附属中央研究所の大川力（1998）の仕事も挙げられる。大川は、少年鑑別所に入所していた少年2,119名を対象とし、SD法を用いた質問紙調査を行い、非行少年自身が家族など周囲の状況に対して持っているイメージを調査・分析した。非行少年の家族の形式的状況だけではなく、少年自身が自らの家庭環境をどのように認識し、それが非行化とどのように関連していたのかに注目した点は、非常に示唆的であろう。構築主義的観点から見れば、「問題とされる状況」は、当事者がその状況を「問題」と見なすことで初めて「問題のある状況」となるのであり、家族についての少年自身の認知はその非行化に大きく関連しているはずであるからだ。調査結果を踏まえ、大川は、低年齢の非行少年ほど家庭に問題が多いと推測しているが、「この結果から非行に走る原因は家庭にあると直ちに断言できるものではない」（大川1998: 42）と述べ、安易な原因論への警鐘を鳴らしている。少年が実際に非行に至るまでには様々な媒介変数があるとする視点は、見落とすべきではない重要なものであろう。

ここまで、「原因としての家族」を論じた研究を見てきた。以下ではそれらの研究に通底する問題点を指摘しておきたい。まず、この立場の論者が、家族のあり方への社会の影響という部分に言及しながらも、子どもの非行化についてはその背景要因を家族のみに集約して議論を展開している点が、1つ目の限界として指摘できる。たとえば江幡は、親が「しっかりとした子育ての理念」を持つことに非行問題の解決を求めていたが、社会変動の影響による家族機能の弱体化が非行の原因として位置づけられるのであれば、親が「しっかりとした子育ての理念」を持ってなくなった構造的背景を考察する必要があるだろう。また、家族が果たせなくなった機能を社会的サポートによって補充するという視点も求められるであろう。こうしたことを鑑みると、社会変動の影響に触れながらも、親個人の意識に非行の原因を求める議論展開には、不足を感じざるを得ない。

公式統計に依拠した高橋や清永の議論にも類似した問題がある。彼らの議論は、一見するとデータを精緻に追った上で家族と非行との関連を説いているように思える。しかし、非行少年の家族に多く見られる特質——「欠損」、親の職業、核家族、経済水準、家族関係における「葛藤」——を列挙するだけでは、問題の全体像は掴めないであろう。ここでも、そうした家族のあり方が何故子どもの非行化に寄与しやすいのか、構造的背景に目配りをする必要があると思われる。また、非行を起こす年齢の子どもが関係する相手は、その家族のみではない。近隣住民、友人、学校における教師など様々な人間との関わりの中で子どもは社会化され、非行に至る（至らない）のであり、家族以外のネットワークによる影響も見逃すべきではないだろう。家族の特質と非行化・再非行化との単純なクロス集計のみで議論を展開し、非行化につながるその他の変数の可能性を捨象してしまったことは、彼らの議論の大きな問題点と言える。

構造的背景への目配りの不十分ということは、質的なデータを用いて議論を行った細井や大川にも共通して言えることである。細井は、「わが国では『家族』の持つ意味が減ったとは思えない…『家族』

に恵まれなかったものの悲劇は大きい。刑事政策と福祉政策の協力関係が求められるのは、まさに『家族』にたいしてであるようにおもわれる」(細井: 31)と述べているが、こうした論調からは、「家族」に「恵まれる」か否かによって、子どもの非行化の有無が決定されるかのような印象を受ける。また、事例分析においても、事情のある家族が直面する困難を紹介するにとどまっており、その背景にどのような社会的問題があったのかについては十分に議論していない。大川は安易な原因論に警鐘を鳴らしていたが、結論部においては、「この研究結果を通じて指摘したいのは、養育者や養育態度に問題があるから非行に走るようになったということではなく、そうした問題から家庭への帰属感を弱めるとともに、社会的自立へ向けての依存が持たず…というように、家庭の問題から非行に至るまでには、多くの媒介変数が存在する」(同: 42)と述べており、結局非行に至るまでの問題の源泉を「家庭の問題」においてしまっている。また、「子供は最も近い大人の見本である親を見て育つものであるが、親との距離が遠ければ、また親が手本となりえないならば、手探りで自分の生き方を探さなければならなくなる…親が子供の前で自分なりの生き方を示してやることが何よりも必要」(同: 43)とも述べ、親のあり方が子どもの育ちを規定する単一要因であると暗に前提している。家族を取り巻く社会構造的の問題に触れながらも、結論において、結局問題の源泉を家族に集約してしまっている点は、「原因としての家族」論に共通する問題の1つとして指摘できるだろう。

「原因としての家族」論の2つ目の問題としては、家族のあり方を、規範的なあり方に基づいて「正しい(望ましい)」ものと「逸脱的な(望ましくない)」ものに分けた上での議論の妥当性が十分に立証されていない点が挙げられる。上に紹介した論者は、家族の「逸脱的な」あり方を問題視し、そうした家族のあり方に子どもの非行化の原因を強く求めていた。彼らのいう「逸脱的な」あり方とは、例えば、「しっかりと子育ての理念」(江幡: 15)がない親や、「欠親という逆境」(山口: 42)にある家族⁹⁾、『『疑似的欠損家庭』』(清永: 91)、など様々な表現で表されていたが、共通するのは「正」とされる家族のあり方から、何らかの機能を「喪失した」家族が子どもの非行化を規定するとされていた点であろう。細井も、事例に登場した、子どもの非行化に歯止めをかけられなかった親を「失格人間」(細井: 30)と名指しており、『『家族』に恵まれなかったものの悲劇は大きい』(同: 31)と述べている。上に取り上げた論者のうちの数人は、家族機能の不足を社会で補うという視座を持っていることを本文中で示していたが、それにもかかわらず、規範的な家族のあり方を、特に検討することなく「正しい」家族のあり方としてしまう議論は、家族の多様化が言われる今日の視点から見れば、疑問を感じさせるものである。

家族のあり方を「正」と「逸」とに分類し、「逸脱的な」家族のあり方に非行の問題を集約する見方は妥当なのだろうか。この問いについての詳細な検討は最終節に行うことにし、次節では「非行と家族」研究のもう1つの問いである、「更生の場としての家族」を論じた研究を見ていこう。

3. 更生の場としての家族

前節では、「原因としての家族」という立場での「非行と家族」研究の展開を概観し、その限界を指摘した。本節では、昭和60年代中盤頃に登場した、「更生の場としての家族」という立場の展開を追うことにしたい。先にも述べたように、この立場は、一度非行を犯した少年たちの再犯防止のため、家族はどのような機能を果たし得るかということ問うものである。この立場には、現場で非行臨床に当たっている論者が多いことも特徴の一つとして挙げられる。

島田幸男（1989）は、非行が起きた後の家族の変化、またそれが少年自身にどういった影響を及ぼすのかを、マッカバンの二重ABCXモデル¹⁰⁾に依拠した事例分析より論じている。島田は、2つの家族の事例それぞれを非行前、前危機段階、後危機段階と時間的に分節化して分析した上で、家族が非行からの回復に寄与する可能性を述べた。それによると、わが子が非行を起こしたと聞いた時の親の反応は様々であり、子の非行がもたらす「家族の危機」を家族がどうやって受け止め、対処していくか、またそのための力を家族がどの程度有しているかによって変わってくるという。それぞれの家族を個別的にみると家族の機能には様々な限界があり、家族の治療機能だけに非行からの回復を期待するのは危険であり、個々の家族の危機状況に即して社会資源を有効に活用する必要があると述べている。「非行少年の家族」というカテゴリを用いることでその個別性を捨象するのではなく、非行少年の家族それぞれが直面した問題に目を向けている点で興味深い議論である。

非行少年の家族の個別性に向き合おうとするこうした視点は、「更生の場としての家族」論の大きな特徴である。村松励（2000）は、非行のような反社会的問題行動の場合、個人に焦点を当てた介入だけでは効果が望めず、特に年齢が低いほど個人を含めた家族への効果的介入が求められるとし、家族療法という観点から非行臨床を論じている。家族療法とは、個人の問題を家族といった脈絡の中で捉えるものであり、「問題を個人に代わって家族の中に求めるといったものではなく、家族こそ問題解決を図ることができる資源であるといった考えが背景にある」（村松 2000: 38）という。村松は自らが臨床を担当したある家族の事例において、家族内の対人関係もパターンが変化していく様子が見られたこと、その契機として、父親自身が子ども時代に家族関係で苦労した経験を語ったことがあったことに注目し、ジェノグラム（家系図）・インタビューによる家族の把握の有用性を説いている。それによると、「（非行少年の：筆者）保護者である父母がどのような家族（原家族）に育ったのか」（同：40）に注目し、当の家族と一緒にジェノグラムを作成していくことで、「世代を超えて持ちこされた未解決の問題が浮かび上がってきて、現在の家族の機能について理解することが可能となる」（同：41）という。これは当事者同士の理解を促すことにもつながるのであり、家族葛藤の原因が、お互いが違った対人パターンを身につけてきたかによるものであるということを知ることを可能にするという。非行臨床から見ると、非行少年の家族には「家族員の結び付きが強い、絡み合った家族（enmeshed family）」と「結び付きの弱い、遊離した家族（disengaged family）」（同：42）があるが、ジェノグラム・インタビューを初めとする家族療法は、そのどちらにとっても有効であり、家族自体が持っている問題解決能力の発揮を手伝うものであると村松は述べる。

この、家族療法という方法に注目し、精力的に研究を行っているのが生島浩である。生島（1998）は、「個人システムの心理的力動は、より大きな階層システムである家族内の力動と連鎖して循環しており、家族員の行動は、家族を一つのサブシステムとする地域社会などの社会システムともダイナミックな関係で結ばれている」のであり、家族療法の基本的な視角は、「特定の家族関係を槍玉に挙げ、『家族病理』的認識にとらわれることのないように、『家族システム（原文ママ）』に変化を引き起こすことによって、非行などの問題行動の改善を図る方策を生みだそうとする」ことにあると述べる（生島 1998: 56-57）。この家族療法の視点に立ち、生島は、自らの臨床事例を挙げながら、従来の子どもの問題行動と家族との関連についての研究が、家族病理の視点から問題を追及するにとどまっていたことを批判した。

生島の後の研究も、基本的には非行臨床における家族支援という点に主な視角がある。例えば、生

島 (2008) においては、「『現に困っている親こそを支えていく』という観点を持つことが重要」(生島 2008: 8) であり、非行臨床機関からの働きかけだけでなく、家族カウンセリングや、技能訓練を受講することも法令化するべきであり、家族支援プログラムが保護観察所などで全国的に実施されることが喫緊の課題であると述べている。また、生島 (2010) においては、「子どもを施設に入れる、里親に預けるなど…『親を見限るアプローチ』から機能不全家庭に対するシステムズ・アプローチによる援助が求められているといえよう」(生島 2010: 214) と述べ、構築主義的な家族療法へのアプローチの有用性を説いている。これは、顕在化している問題事象ではなく、家族成員が問題とする視点そのものに焦点を当て、より当事者の認識に接近しようとするものである。生島は、度重なる少年法改正などの社会システムの変化によって非行臨床が「リハビリテーション (社会復帰) からモニター (監視) へと変質することを余儀なくされている」ことを憂い、そうした排他的な「社会のまなざし」に働きかける可能性を構築主義的アプローチに求めている (同: 218)。ここでの生島の議論は、外部の人間が非行少年とその家族を「問題」として排除することの問題性を訴え、家族成員本人たちが自らをどう捉えるかということに重視することを説くものであるといえよう¹¹⁾。

以上に見た「更生の場としての家族」論は、以下の点で「原因としての家族」の立場と異なる視角を持つ。まず、この立場は、非行少年の家族を非行の「原因」とすることを避け、非行少年と同様の「治療」や「支援」の対象であると位置づける。これが最も大きな違いであろう。次に、「原因としての家族」論者が、第三者として客観的に見た家族の問題を抽出しようと試みていたのに対し、「更生の場としての家族」論者は、生島に代表されるように、非行少年とその家族自身の視線に接近することを試みている。こうした視点に立つことで、それぞれの家族が直面している問題に対し、個別的な対応を可能にしようとしている点も、この立場の大きな特徴を言えるだろう。

こうした特徴を持つ「更生の場としての家族」論は、一見すると、家族にレッテルを貼ることを避け、社会とをつなぐ道を示唆する、非常に開けた議論のように思える。しかし、筆者は以下の点でこの立場に疑問を感じる。まず、この立場は、非行以前の家族の状況についてほとんど触れていない。そのため、「更生の場」として家族が機能するとする根拠を十分に論じきれていない。先にも述べたように、非行少年の場合、「更生の場」となる家族と、非行以前に生活していた家族は、彼らの定位家族で一致するケースが多いと考えられる。非行化の一要因を家族が担っていた可能性が疑われる場合は、そうした家族が、何故「更生の場」としてあるべきなのかを示す必要があるのではないか。また、生島が言うように、非行少年自身が捉える自身の家族ということに重視する姿勢をとるのであれば、少年に悪影響を及ぼしうる「本来の姿でない」家族から遠ざけることも更生のための選択肢としてあり得るはずであるが、そうした可能性は検討されていない。そのため、この立場の論者は、「家族が更生の場になる」ことを自明としているような印象を免れ得ない。

次に、「本来の」家族のあり方を「望ましい」「更生の場」とする根拠の曖昧さの問題がある。村松は「家族療法家は家族が本来持っている問題解決能力を尊重し、家族とともに問題解決を図る (傍点筆者)」(村松 前掲: 39) と述べているが、そもそも家族に問題解決能力があるはずだとする根拠は示していない。このことは、家族へのエンパワーメントの重要性を説く生島も同様である。つまり、「わが子の非行によって家族は少なからずダメージを受けたりや混乱したりしているが、社会的支援によって本来の姿を取り戻せば、必ず少年の更生に有用な機能を果たすだろう」というのが、この立場に共通するロジックなのである。しかし、そうした「本来の」家族のあり方が何故「更生の場」として「望まし

い」のかという点は、明確に示されていない。

さらに、この立場は、家族へのサポートということを論じる際に公的機関からのサポートのみを想定している場合が多いが、家族が「更生の場」としての機能を果たし、その中で非行少年が更生していくことを求めるのであれば、彼らとより近い関係を持ちうる地域社会、近隣との関係性を再構築し、家族を近隣ネットワークの中に位置づけていくということ¹²⁾も視野に入れるべきだろう。海外では、地域社会の治安、風紀が親（特に母親）のストレス、ディストレスと密接に関わっており、子どもの社会化に与える影響も大きいとの報告が既にいくつもなされている¹³⁾。今日の社会においては地域ネットワークや親族ネットワークが衰退しており、公的機関や自治体以外に両親が助けを求められる対象が失われているという可能性も見逃すべきではないが、それにしても、非行少年及びその家族の地域ネットワークとの関連を全く議論の俎上に挙げない点に不足を感じることは否めない。

以上見たように、「更生の場としての家族」論者は、非行少年の「更生の場」としての機能は当然家族によって果たされるべきであり、家族が「本来の姿」とされる状態にあれば、それは十分可能であると無根拠に想定している。家族への近隣からのサポートという点についての言及の少なさからもそのことは窺えよう。彼らが「更生の場」としての責任が家族にあることを当然視しているとすれば、子どもについての責任を家族に求めている点で「原因としての家族」と共通しており、違いはそれが子どもの非行行動の前か後かという点のみである。また、「更生の場」として、「あるべき」家族の姿を彼らが設定している点でも、「原因としての家族」論と軌を一にしていると言えるだろう。

4. 「心」への注目

「非行と家族」研究の最近の動向としては、加害者少年の「心」の問題への社会的関心の高まりを受け¹⁴⁾、「心」との関連で家族を論じるものが見られるようになってきたことが挙げられる。紙幅の都合上、多くの研究を取り上げることはできないが、こうした立場の論者も、明確な根拠もなく家族のあり方を「正」と「逸」とに分類し、家族の「逸」なあり方に非行の原因を集約させる論調であることが多い。

石附敦（2007）は、両親の離婚と少年非行との関連性を考察し、「別居親を慕う気持ちゆえの行動」（石附 2007: 6）という動機が非行の背後にあり、子どもの感情を自由に表現する権利が保障されない日本の実情を問題視した。親が離婚した子どもへの大人の偏見や価値観は子ども社会にも浸透しており、そうした「まなざし」が子どもに被害観や不信感を与え、非行等の問題につながりやすいという。離婚は子どもにとって望ましくはないが「悪」でもない大人の側が認識し、親の離婚は親が人として生きるために必要な選択であったことを伝える努力が必要だと述べている。

家族のあり方それ自体でなく、それに対する社会の評価軸を問題とする石附の姿勢は示唆的である。家族も社会構造がもたらす影響の受け手の1つであり、そのため、家族の問題が少年非行の背景要因となるに至った構造的背景、より詳しく言えば、「ある家族のあり方を問題とした社会的背景」を考察する必要がある。例えば、ひとり親家族の子どもが非行に至りやすいというデータがあったとしよう。このデータを見て、「ひとり親家庭の子どもは非行予備軍である、やはり両親揃って接することが子どもには必要なのだ」と論じるのではなく、ひとり親家庭の子どもが何らかの不利な条件が与えられる社会状況が非行の背景にあると考え、そうした社会のあり方を問題視することが求められるだろう。

しかし、石附の議論もその妥当性に疑問を感じさせる部分がある。石附は、子どもの人権を守ること

には家族の犠牲がある程度必要であり、同時に、その受け皿として親族や地域などが温かく見守ることが必要だと述べ、外部サポートの必要性を訴える。しかし、それにも関わらず、「父母離婚後の子どもは、親から『心』がそそがれないと心理的に耐えがたい状況に追い込まれる」、「児童福祉法の…理念の実現と、…子どもの意見表明権を持って子どもの利益を保証するには、子どもの真意を理解し表明する代理人的存在が必要な時が来ているように思う。しかし、いかに子どもの意見を尊重したとしても、離婚に関するすべてのことについては、親が子どもの意見を尊重した上で決めるものであり、責任は親にある」、「社会に急速な変化にも関わらず、子どもが必要とする親の姿に変化はない」と述べ、「人間関係が築きにくく希薄な現代では、離婚して夫婦関係が切れた後に子どもと父、母との絆がより固く結ばれて、はじめて子どもは親の離婚を乗り越えて生きることができる」（同：11、傍点すべて筆者）と論考を結んでいる。家族のあり方の「正-逸」のレッテルを貼る社会の価値観、「まなざし」を問題視しながらも、石附自身が、子どものことについては全て親が責任を追う家族のあり方を「正しい」家族のあり方とし、子どもと親との関係は代替不可能なものであると自明視しているのだ。

稲垣由子（2010）は、児童相談所からの1990年からの実数報告の統計（厚生労働省による）や、重大児童虐待の事例、社会の支援組織による対応などを取り上げながら、児童虐待と少年非行、少年犯罪との関連を考察している。それによると、日本における児童虐待の定義は、親または親に代わる養育者によるもの、私的な空間でのものに限定されている点に特徴があるといい、そうした空間で行われるネグレクトや身体的虐待に加え、「心理的な虐待として単独で存在するもの…たとえば、子どものためにとって、塾や習い事を必要以上に押し付けて、子どもの生活から自由を剥奪し、心理的に傷つけるということ…過保護という虐待」（稲垣 2010: 28-29）が虐待行為として挙げられている。被虐待経験は、子どもにとっての生活基盤、対人基盤、家庭内での社会的(情緒的)基盤の安心・安全感を脅かし、子どもによる犯罪率を高めていると稲垣は述べる。

稲垣の議論の特徴は、虐待加害者、即ち日本の場合では養育者の側が直面している困難に注目する点にある¹⁵⁾。加害者が抱える問題としては、発達障害～精神疾患を抱えていること、育児技術の問題、人格～性格の問題の3つが挙げられている。さらに、こうしたミニレベルでの養育者の問題に加え、加害親と子どもの生活している家庭というミクロレベルの問題、地域～社会の状況、特に、経済的貧困、家族内での相補的家族関係、地域での孤立という、マクロレベルでの問題も、虐待に関係していると稲垣は言い、マクロレベルの社会全体が開かれた、支え合う社会の実現が必要だと説く。

このように広い視野で非行と虐待との関連を説く一方、稲垣もまた、無根拠に家族の「正しい」姿を設定してしまっている。養育者の育児技術の問題についての議論において、核家族化、少産少子化といった構造的影響を受け、親が育児技術を外部から学ぶ機会が減少している点に問題を見出しながら、稲垣は以下のように述べる。「わが国古来からの育児は『誉めて育てよ!』『慈しみ育てよ!』が主流であった…親も子どもの出来ていない側面の指摘はできるが、間違ったりやり方を子どもが変えた時に誉めてやるという機会を逸している傾向が育児には見られる」（稲垣 2010: 36-37）。この「古来からの」育児は、変化の激しい今日社会に対応し得るものなのであろうか。また、これより前の部分で稲垣は、育児書の通りに行かないことで親がストレスを感じ虐待に至る危険があると述べ、子育てはマニュアル通りにはいかないことの周知が必要であると述べていたが、この「誉めて育てよ!」「慈しみ育てよ!」という方法を「正」とすることで、同様の問題は起きないのであろうか。疑問は拭えない。

以上、「非行と家族」に関する先行研究の議論を概観した。次節では、そこから見えてきた問題につ

いて、家族社会学の視点から検討していきたい。

5. 背後仮説としての規範的家族像とその問題

本稿で取り上げてきた先行研究は、共通して規範的家族像に基づき、家族の「正」-「逸」の評価を行っていた。「逸脱的」な家族が子どもの非行化の源泉にあるとするのが「原因としての家族」論であり、非行によって「逸脱的」な状態になってしまった家族に何らかのサポートを与え、子どもの更生のための力を持つ「正しい」姿を取り戻させるべきだとするのが「更生としての家族」論であった。そこで「正」とされる家族のあり方は、「子どもの社会化、及びその問題行動に対し責任を持つ」、「固い絆で結ばれた親子による」、「情緒にあふれた空間」といったものであった。

そうした家族の姿は、近代以降に規範化された家族像と一致するものである。第1節でも述べたように、今日自明とされる規範的家族像は、超歴史的なものではない。高度成長期の産業化の要請に伴い、家族は性分業的な夫婦と1人か2人の子どもからなる、親密で情緒的な私的空間としての性格を強めた。それに伴い子どもの社会化は家族によって専任されるようになったのであり、そうしたあり方が大衆化するにつれ、それは「正しい」家族像として、規範化されたのである¹⁶⁾。前節までに紹介した論者たちは、そうした規範に則り、家族のあり方の「正」-「逸」を論じていた。「非行と家族」研究において、規範的家族像がその背後仮説として共有されていたと言えよう。では、このことはどういった問題を帰結するのであろうか。ここでは、非行前後の家族、及び子どもへのサポートという観点から議論してみたい。

まず、そうした家族規範によって、子どもの社会化・再社会化の機能が家族のみに集約されることで発生する問題がある¹⁷⁾。家族に責任を求める規範により、非行発生時にはそれまでの家族のあり方が追及され(=「原因」としての家族)、再社会化の責任も家族に集約される(=「更生の場」としての家族)。こうした状況では、そうした機能を担えない家族や、そうした機能を家族から調達できない子どもへのサポートが抑制される可能性がある。「責任は家族にある」ことが自明とされ、サポートの必要性が見えづらくなるためである。

先にも述べたが、非行少年にとって「原因」となった家族と「更生の場」としての家族は一致するケースが多い。そうであるならば、再社会化にあたって、家族が担いきれない機能を社会の側が代替することが検討される必要がある。このことは、親に対するサポートだけではなく、社会化、再社会化される主体としての子どもへの保護にも関わることは既に述べた。しかし、責任が家族に集約される状況では、「子どもの問題は家族で解決すべき」という命題の下に、そうした視点は狭められてしまう。子どもの社会化の責任を家族に集約する規範は、サポートの制限を帰結するという問題を孕むのである。

次に、ある家族のあり方を規範化すること自体にも問題がある。規範的家族像を前提にサポートが整備されることで、「正」とされる家族のあり方の達成を目的とした、「正」とされる家族の「型」にはめるサポートしか提供されなくなる可能性がある。上で指摘した問題が「サポートの準備」に関わるものであったのに対し、この問題は、「サポートの多様化(=多様化のためのサポート)」に関わる問題であると言えよう¹⁸⁾。「正しい」家族のあり方の実現のためのものにサポートが制限されてしまえば、家族の多様性は規範的なあり方に回収され、個人の多様な生の選択可能性も制限される。家族のあり方は、その成員である個人の選択に基づくものであり、強い規範的家族像はそれを制限し得るからである。こうしたことを鑑みると、個人の多様な生のあり方を認める観点からも、家族機能の外部化が求められる

と言えるだろう¹⁹⁾。

このように、規範的家族像の無批判な受容は、サポートの準備の制限と、サポートの多様化の制限という、2つの問題を帰結する²⁰⁾。これらの問題の克服のためには、子どもの社会化・再社会化の機能の外部化が必要とされよう。機能の外部化により、親は個人でその責任を負う必要から解放され、家族から資源を得られない子どもは、外部資源によって社会化されることが可能になる。非行との関連で言えば、子どもの非行化の責任は社会全体が負うものとなり、家族のみで負う必要はなくなる。子どもの側から言っても、社会化に必要な資源を提供できない、場合によっては、社会化の抑制要因となるような家族から離れ、多様な外部資源を導入しながら、自らを社会の中に位置づけることが可能になるだろう。非行に至ってしまった後の再社会化についても同様である。

こうした社会のあり方を議論するには、2つの視点が研究者に求められる。1つは、規範的家族像を相対化する視点、もう1つは、家族のあり方に対する社会の評価軸を問題とする視点である。前者については、Elias (1983=1991) の「距離化」という概念、後者については、「被害者としての家族」という議論とをそれぞれヒントにしながら、次節でこの点について議論していこう。

6. 「非行と家族」研究の展開に向けて

6-1 家族規範からの「距離化」

Eliasは、諸個人、諸集団、諸国家間の相互依存関係のネットワーク構造を「関係構造」(Figurazition)と称し、文明化の画期は、「関係構造」に内在した視点の外在化、即ち「距離化」にあると考えた。「関係構造」に埋没した視角は「参加」であり、それは生活世界への埋没といった意味で「共同体」を構成する。逆に、その「関係構造」の「距離化」は近代的「社会」の成立に対応することになる(小林修一2008)。言い換えれば、自身が所属する社会の価値観や規範と自身の価値観とを同一化させている状態が「参加」であり、それらを客観視するには「距離化」が必要であるということである。Eliasは、社会学者は、自らが対象とする社会に「参加」し、内側から対象となる社会を経験した上で、それを研究対象として「距離化」することが求められると述べた。

本稿で取り上げた先行研究での議論は、社会化についての家族規範への完全な「参加」状態にあったと言えよう。家族の多様化が論じられる今日の社会に適用可能な理論を構築するには、規範的家族像の「距離化」、即ち、「子どもの社会化の責任は親が担うべきであり、そのために家族は情緒的空間であることが必要だ」という規範を相対化し、多様な家族の自律をサポートする社会のあり方を構想する視点が求められるのである。

そうした視点に立った例として、古谷健(1993)の議論がある。古谷は、非行少年自身が持つ家族イメージを分析し、そこから都市化がもたらす家族の変容を描き出した。そこでは、社会変動により家族体験²¹⁾が減少していること、それによりかつて社会の規範や価値観を子に伝達する機能が失われ、社会における家族の意義が問い直されていることが、今日の家族の変容として指摘されている。

古谷は、こうした家族の変容を「正しい」家族の解体として悲観せず、「家族にとってみればこれはむしろ幸運な出来事ではなからうか。それまで家族を縛りつけていた因習や役割から逃れ、ようやく自律的な存在として生まれ変わることができたのである。ひとつの家族の中で持ち得る関係の多様性に限界はあっても、その独自性を主張する余地は多いに拡大し、個々人のニーズに合致した家庭経営も可能になる。家族の持つ心理的安定化(憩)の機能が充実したということもできるし、個人の自己実現を援助

する機能が新たに家族に付与されたと考えることもできよう。それぞれの家族は個人心理的な意味だけでなく、その現実のありようとしてもかけがえのないユニークな存在になった…これに伴って、家族体験は社会から押し付けられた価値観ではなく、個人に独自の価値を生み出す源泉となるはずであった」と述べる（古谷 1993: 716）。現時点で家族体験が独自の価値の源泉となり得ていない理由としては、人々が社会から孤立する不安のため、自律的な価値を生み出せないまま世間的であることを評価基準としていることがあるという。家族の形態的多様化の進行に対し、人々の家族意識の多様化は、家族規範によって制限されているということが指摘されていると言えよう。

古谷の議論には、家族体験を代替する体験の可能性を検討していない点などで、不足も感じる。しかし、従来自明とされてきたものと異なる家族のあり方に、家族の自律性や多様性を見出す彼の視点は、規範的家族像を「距離化」した好例である。こうした視点に立つことで、「型」にはめる支援ではなく、多様なニーズに即した支援への視点も開けるであろう。今後「非行と家族」研究が、家族の多様化に即した理論を展開していくためには、規範的家族像を「距離化」する視座を持つことが不可欠であると考えられる。

6-2 「被害者としての家族」という側面

ある家族のあり方を「逸」とする視点そのものを問い直すことも必要である。こうした見方の例として、非行少年の家族もまた「被害者」としての側面を持つとする、「被害者としての家族」論がある。近年で言えば、丹念な取材をもとに、加害者少年の家族が「加害者の家族である」だけで社会的排除の被害者となる様子を明らかにした、鈴木伸元（2010）の仕事が記憶に新しい。こうした視点は少ないながらも以前から存在した。例えば、望月嵩（1989）は、日本において、加害者が成人である場合でもその親などが社会的責任を問われる背景には、伝統的「家」において個人は家の中に埋没しており、そのため家族成員である個人の行動は常に家を背負ったものと捉えられる、日本の家族の歴史的事情があると望月はいい、（少年に限らず）犯罪者の家族には、「被害者としての家族」という側面もあることを考える必要があると述べていた。

類似した議論を展開したものとして「世間」学者の佐藤直樹（2008）が挙げられる。佐藤によると、日本においては自立した個人という存在が認められておらず、そのため個人の行動は常に所属集団に発生する「世間」の価値観に規定されており、そこから逸脱した行為を取った場合、徹底して排除されるのだという。そうした「世間」の特質が顕在化するのが犯罪であり、佐藤は実際がどうであれ日本では「逮捕」された時点で世間における「有罪」が確定し、排除されること、そして「世間」は逮捕された本人だけでなく、家族全体の連帯責任を問題にするのであると佐藤は述べる。

戦後近代社会からさらに変容を遂げている今日の日本社会において、本当に個人という概念が成立しえないのかという点は検討が必要だろう。しかし、彼らの主張からの示唆は大きい。彼らの視点は非行少年自身、そしてその家族自体というよりも、それらを見つめる社会の「まなざし」の方に向けられている²⁹⁾。そうした姿勢からは、あるあり方を選択した家族を不利に追いやる社会の問題への視点の必要性が示される。確かに、データ上ある家族のあり方から非行少年が出やすいということは指摘されている。しかし、そうしたデータを受け、その家族のあり方が「問題」とであると結論付けるだけでは、今日見られる家族の多様性に対応できないであろう。ある家族のあり方を「問題」とし、不利に追いやる社会の評価軸を問題とすることが、今後ますます求められるだろう。

7. おわりに

以上、本稿では、「非行と家族」研究を概観し、その背後仮説の問題を指摘した。社会学的視点から「非行と家族」研究の限界と今後の発展可能性を議論した本稿での試みは、同時に、この領域において研究蓄積を持たない社会学の参入可能性を示すものでもあったと言えるだろう。そこでは、先行研究が規範的家族像を背後仮説とし、家族のあり方の「正」と「逸」とを評価していたこと、及びそのことがもたらす問題が指摘された。そうした背後仮説に基づく議論は、(1) サポートの準備の制限、(2) サポートの多様化の制限、という2つの問題をもたらす危険がある。本稿では、そうした規範的家族像に基づく家族のあり方の「正」-「逸」判断を乗り越えるヒントとして、2つの視点を取り上げた。1つは、Eliasが述べた「距離化」という視点であり、もう1つは「被害者としての家族」という視点である。前者は、子どもの社会化、及びその問題行動の責任が家族に集約されることを自明視する見方を相対化する必要性を、後者は、ある家族のあり方を「逸」とし、不利を与える社会の側の問題に目を向ける必要性を、それぞれ示唆するものである。「非行と家族」研究が、家族の多様化が進む今日の社会に即した理論を発展させるためには、こうした視点の導入が不可欠であると考えられる。

注

- 1) 以下、「非行と家族」研究と呼ぶ。なお、論文の選択はCiNiiを用いて、「非行 家族」、「問題行動 家族」、「子ども 問題 家族」をキーワードに抽出した中から、少年非行と家族との関連をテーマに議論しているものを主に取り上げた。
- 2) 取り上げた先行研究が収録されている掲載誌について、代表的なものの概説を記しておきたい。まず、『犯罪社会学研究』は、犯罪・非行について社会学的見地からの研究活動を行っている「日本犯罪社会学会」の機関紙である。次に、『犯罪と非行』であるが、これは青少年による犯罪、非行の予防、矯正教育や更生保護、また青少年問題への社会の理解を促す活動を展開している「公益財団法人 日立みらい財団」の機関紙である。『更生保護』は、更生保護者に対する助成事業、更生保護ボランティア研修養成事業など、更生保護の実務に幅広く関わる「日本更生保護協会」が出版している雑誌である。
- 3) 例えば、[朝日新聞 平成16年09月17日 西部朝刊 社会面]における、2004年に長崎県佐世保市で発生した小6女児同級生殺傷事件についての記事。
- 4) 例えば、2003年に長崎県で発生した中1男児による幼児殺害事件への家裁の判決。[朝日新聞 平成15年9月30日 朝刊2面] など参照。
- 5) 非行と青少年の社会化との関連を分析した研究としては、高橋征二(2007)、星野周弘(2002)、安香宏(1994)などがある。
- 6) ここでの「家族」は、生物学的家族に限定されるものではない。里親やステップ・ファミリーなど、血縁にとられない「家族」を想定する必要がある。
- 7) こうした点は、家族の歴史的变化についての先行研究に詳しい。牟田和恵(1996)、渡辺秀樹(1999)、山田昌弘(1994)、落合恵美子(2004)などを参照。
- 8) 出典は書かれていなかったが、恐らくSymonds(1939)であると思われる。
- 9) なお、「欠親」家庭についての山口の議論は、性別役割分業を無批判に受け入れてしまっているという問題もある。離婚が個人の選択肢の1つとして確立されてきている近年の視点から見ると、性別役割分業を暗に前提として議論を行うことの妥当性には疑問が残る。
- 10) 二重ABCXモデルとは、「ストレス源となる出来事(A)は、家族が持っている危機対応のための資源(B)と、家族が出来事に対して持つ意味づけ(C)との間で相互作用して、家族危機(X)を生じる」という、ヒルのABCXモデルを改良したものであり、家族危機を時間の流れによって「前危機段階」と「後危機段階」とに分

け、後危機段階では、前段階のabcに、家族の対処行動であるABCが加わってaA, bB, cCとなり、この3つの相互作用によって家族適応または不適応 (xX) になるとするものである。ここで、適応か不適応かということは、家族の統合性、家族員及び家族集団の発達、家族の自律性と環境に対する統制感覚、の3つの機能水準が、家族員対家族、家族対コミュニティの2つのレベルにおいてバランスが取れているかによって判断される (島田 1989: 45-47)。

- 11) 生島はこうした構築主義的アプローチの視点を、「極端に言えば、母親が子どもの暴力を問題視しなくなれば、たとえ暴力は不変でも、家庭内暴力は改善したと見なすことができる視点である」(生島 2010: 215) と説明している。
- 12) こうした部分への目配せが行われたものとして、佐藤典子 (1982) の仕事がある。佐藤 (1982) は、子どもの問題行動の背景には、家族が人間にとっての「最初にして最後のよりどころとなる人間関係の場とならず、人格の健康な発達や精神衛生上有害な環境になりつつある」(佐藤 1982: 69) ことがあると指摘した。家族を代替不可能な集団として無根拠に想定している点、親自身の努力を促している点で問題を感じさせるが、家族機能の遂行のための社会的援助、家族と地域社会の関係諸機関との緊密な関係性の必要性を説いており、地域ネットワークへ家族を位置づける視点を示した点は重要であろう。
- 13) 例えば、Ghazarian and Roche (2010), Hay et al (2006), Kim and Ross (2009) など。
- 14) 特に、愛知県豊川市高校生主婦を殺害事件、佐賀県高速バス乗っ取り事件、岡山県金属バット殺傷事件、大分県一家殺傷事件などの少年事件が頻発した平成12年に「17歳の心」が大きな注目を集めたことは記憶に新しいだろう。
- 15) 稲垣は、攻撃性を発揮するのは虐待児の約20%程度であることにも注意を促している。
- 16) 注7で挙げた先行研究に加え、小山静子 (2002) や沢山美果子 (1990) も参照されたい。
- 17) ここで問題とされているのは、「家族が子どもの社会化の機能を担うこと」それ自体ではなく、「家族以外にその機能の担い手がなくなること」である点に、十分留意されたい。
- 18) この2つの問題は、重なる部分も多いと考えられる。
- 19) ただし、家族のあらゆる面が「多様化」しているとするには一定の留保が必要であろう。久保田裕之 (2008) 参照。
- 20) 筆者は、規範的な家族のあり方そのものを批判するつもりはない。規範的なあり方が、近代化の過程において個人を保護する側面も持っていたことは見逃されるべきではないし、本当に個人の多様な生の選択を認めるのであれば、「規範的なあり方」を選択する自由も認められる必要があると考えている。
- 21) 「単に家族と一緒に何かをすることではなく、良くも悪くも家族のかけがえのなさの実感を伴うような体験」(古谷 1993: 710) を指すという。
- 22) 「被害者としての家族」論ではないが、徳岡秀雄 (1985) の仕事も重要である。徳岡は、実態と偏見との悪循環モデルという視点から、非行統計における「欠損」率の高さの背後に潜む事情を考察した。それによると、「『欠損』家族が非行の原因であるとする社会意識、実証的研究による知見、偏見的・差別的視線、少年保護性の理念、発覚・通報・検挙過程でのセレクトティブ・サンクション、要保護性の基づく処遇決定、理念と現実とのギャップから生じる保護処分スティグマ効果、公式統計にみられる増幅した『欠損』率、矮小化された統計解釈、などなどの悪循環の中で『欠損』家族は非行原因としての意義を持ち続けることになる」(徳岡 1985: 44) という。非行研究がある家族のあり方に「非行原因としての意義」を与える状況は、現在まで通底する問題だと言えよう。

参考文献

- 安香宏, 1994, 「『社会化』の観点から見た青少年の生き方と非行」『犯罪と非行』102: 34-53.
- Becker, H. S., 1963, *Outsiders*, Free Press. (=1978, 村上直之訳『アウトサイダーズ——ラベリング理論とはなにか』新泉社.)
- 江幡玲子, 1978, 「社会環境の変化と家族——少年非行との関連において」『社会教育』33(1): 11-15.
- Elias, N., 1983, *Engagement und Distanzierung*, Suhrkamp Verlag KG. (=1991 波田節夫訳『参加と距離化』法政大学

出版会。)

- Ghazarian, Sharon R., and K. M. Roche, 2010, "Social Support and Low-Income, Urban Mothers: Logitudinal Associations with Adolescent Delinquency," *Journal of Youth Adolescence*, 39: 1097-1108.
- Guterman, Neil B., S. J. Lee, C.A.Taylor and P. J. Rathouz, 2009, "Parental Perceptions of Neighborhood Processes, Stress, Personal Control, and Risk for Physical Child Abuse and Neglect," *Child Abuse & Neglect*, 33: 897-906.
- Hay, C., 2001, "Parenting, Self-Control, And Delinquency: A Test of Self-Control Theory," *Criminology*, 39(3): 707-736.
- Hay, C., E. N. Fortson, D. R. Hollist, I. Altheimer and L. M. Schaible, 2006, "The Impact of Community Disadvantage on the Relationship between the Family and Juvenile Crime," *Journal of Research in Crime and Delinquency*, 43(4): 326-356.
- Hirschi, T., 1969. *Causes of Delinquency*, The Regents of the University of California. (=2010, 森田洋司・清水新二 監訳『非行の原因——家庭・学校・社会のつながりを求めて(新装版)』文化書房博文社。)
- 星野周弘, 2002, 「よくわかる少年非行社会学(3) 逸脱した文化のなかの社会化」『青少年問題』49(3): 17-22.
- 細井洋子, 1990, 「わが国における家族の現状と問題点——犯罪・非行との関連において」『刑政』101(5): 20-31.
- 古谷研, 1993, 「都市化社会における家族の変容——非行少年の家族イメージを手がかりに」『社会科学討究』39(2): 691-720.
- 稲垣由子, 2010, 「児童虐待の現状と課題」『犯罪と非行』163: 22-45.
- 石附敦, 2007, 「親の責任と子どもの権利」, 『更生保護』58(2): 6-11.
- Kim, J. and C. E. Ross, 2009, "Neighborhood-Specific and General Social Support: Which Buffers The Effect of Neighborhood Disorder on Depression?", *Journal of Community Psychology*, 37(6): 725-736.
- 清永賢二, 1985, 「少年の再非行化とその家庭的背景」『犯罪社会学研究』10: 78-95.
- 小林修一, 2008, 「『世間』の〈視線〉——日本社会論の視座再考」『東洋大学社会学部紀要』46(1): 181-201.
- 小山静子, 2002, 『子どもたちの近代——学校教育と家庭教育』, 吉川弘文館.
- 久保田裕之, 2008, 「『家族の多様化』論再考——家族概念の分節化を通じて」『家族社会学研究』21(1): 78-90.
- Lyons, S. J., J. R. Henly and J. R. Schuerman, 2005, "Informal support in maltreating families: Its effect on parenting practices," *Children and Youth Services Review*, 27: 21-38.
- 望月嵩, 1989, 「犯罪者とその家族へのアプローチ」『犯罪社会学研究』14: 57-69.
- 村松励, 2000, 「非行臨床における家族療法」『刑政』111(8): 38-46.
- 牟田和恵, 1996, 『戦略としての家族——近代日本の国民国家形成と女性』, 新曜社.
- 野田潤, 2008, 「『子どものため』という語りから見た家族の個人化の検討——離婚相談の分析を通じて(1914-2007)」『家族社会学研究』20(2): 48-59.
- 落合恵美子, 2000, 『近代家族の曲がり角』, 角川書店.
- 大川力, 1998, 「非行少年と家族——家族に対するイメージを中心として」『犯罪と非行』117: 27-44.
- 佐藤直樹, 2008, 「暴走する『世間』——世間のオキテを解析する」, バジリコ.
- 佐藤典子, 1982, 「現代家族の病理——家族機能の喪失と子供の問題行動について」『犯罪と非行』51: 66-77.
- 沢山美果子, 1990, 「教育家族の成立」中内敏夫・太田素子・田嶋一・土井洋一・竹内章郎編『〈教育〉——誕生と終焉』藤原書店, 108-131.
- 島田幸男, 1989, 「非行後の家族」『犯罪社会学研究』14: 42-55.
- 生島浩, 1998, 「非行臨床における家族療法の展開」『犯罪と非行』115: 49-69.
- , 2008, 「非行臨床における家族支援」『更生保護』59(2): 6-11.
- , 2010, 「少年非行と家族」井上眞理子編『家族社会学を学ぶ人のために』世界思想社, 202-219.
- 鈴木伸元, 2010, 『加害者家族』, 幻冬舎.
- Symonds, P. M., 1939, *The Psychology of Parent-child Relationships*, Appleton-Century. 高橋良彰, 1980, 「最近の非行少年の家庭背景」『犯罪と非行』46: 88-105.
- 高橋征二, 2007, 「〈悪〉のグレースケール: 道徳的社会化への類縁化アプローチ序説」『犯罪社会学研究』32: 60-75.
- 徳岡秀雄, 1985, 「『欠損』家族は非行の原因か」『犯罪社会学研究』10: 34-47.

- 渡辺秀樹, 1999, 「戦後日本の親子関係——養育期の親子関係の質の変遷」目黒依子・渡辺秀樹編『講座社会学 2 家族』東京大学出版会, 89-117.
- 山田昌弘, 1994, 『近代家族のゆくえ——家族と愛情のパラドックス』, 新曜社.
- 山口透, 1980, 「社会変動と家族の病理」『犯罪と非行』46: 30-50.